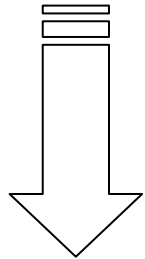


各モデル地域における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状

山形県における漂着ゴミ問題への取組み状況について

1. これまでの取組み	2. 平成 19 年度取組み	3. 今後の展望				
<p>(1) 行政機関の情報交換と連携 ・山形県海岸漂着物連絡調整会議(平成13年4月設置) 漂着物のうち住民の諸活動の支障となるものについて、自治体としての初動体制の確保と処理方法の研究・検討等を行うことを目的に設置。沿岸市町及び県と国関係機関、警察、消防で構成。</p> <p>(2) NPOと行政の連携と協働 ・飛鳥クリーンアップ作戦(平成13年度～) 島民からの強い要望を受け、山形県と酒田市の共催により第1回のクリーンアップ作戦を実施。なお、第2回目からは実行委員会を組織し実施。 【飛鳥クリーンアップ作戦実行委員会】 NPO、自治会、大学、国、県、市等9団体 ・クリーンアップ・ザ・庄内海岸(平成17年度～) ゴミを減らし・捨てない・捨てさせない県民運動へつなげるため、庄内地域が一斉に取り組む海岸クリーンアップ事業を実施。 【クリーンアップ・ザ・庄内海岸実行委員会】 NPO、自治会、大学、民間企業、国、県、市町等23団体</p> <p>(3) 住民、ボランティアによる海岸美化活動 地域の環境美化活動として、住民、ボランティアが活発に実施。県ではアダプト団体を募集し活動の支援や普及啓発を実施。</p>	<p>【美しいやまがたの海推進事業】</p> <p>(1) 事業の目的 漂着ゴミ問題の改善のため、国内外の取組みと連携するとともに、地域の環境保全の取組みをさらに活発化させるため、地域の多様な主体が情報共有や連携、協働を行う仕組みづくりを目指す。</p> <p>(2) 事業の概要 プラットフォーム設置検討会 地域におけるプラットフォーム設置のため、その組織、取組む事業、運営方法について検討。 シンポジウムの開催 漂着ゴミ問題に対する県民の理解とプラットフォーム創設への機運の醸成を図るため開催。 最上川河口ゴミ定点調査 内陸部から流出するゴミについて定点調査を行い、効果的な回収や発生抑制の資料とする。 海岸クリーンアップ事業(「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」) 庄内海岸、河川河口、海岸砂防林で一斉清掃を実施</p> <p>【海岸漂着ゴミ削減事業】</p> <p>(1) 事業の目的 処分費用の軽減を図るため、漂着ゴミの分別回収を実施。分別回収の結果やモニタリングを基に啓発活動を行い、海岸におけるボランティア団体等の回収活動範囲の拡大を図る。</p> <p>(2) 事業の概要 回収 海岸保全区域のうち、ボランティア等による回収活動が実施されていない区域を、県が委託事業により回収。 モニタリング 3地点で調査を行い、漂着の実態を分析。</p>	<p>美しいやまがたの海プラットフォーム(仮称)を設置し、漂着ゴミ問題の改善を図る。</p> <div data-bbox="1688 475 2163 624" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の情報交換と連携 ・NPOと行政の連携と協働 ・住民、ボランティアによる海岸美化活動 </div> <div data-bbox="1688 660 2163 919" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">  <p>・多様な主体の取組みと連携 ・NPOなどを中心とした県民の活動のすそを広げていく必要</p> </div> <div data-bbox="1688 938 2163 1094" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>情報の共有や連携、協働を行う場が必要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding-right: 10px;">平成19年度</td> <td style="padding-right: 10px;">設置検討会の開催</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">平成20年度</td> <td>設置(予定)</td> </tr> </table> </div>	平成19年度	設置検討会の開催	平成20年度	設置(予定)
平成19年度	設置検討会の開催					
平成20年度	設置(予定)					

石川県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の状況

1 県における漂着ゴミ処理対策

(1) 災害による漂着流木等の処理

洪水・台風等の災害により、木材等が海岸に大規模漂着した場合は、県(海岸管理者)が、国の補助を受けて漂着物の処理を実施している。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の実施状況

・平成 14 年度 羽咋市千里浜海岸で流木除去(1,260 m³)

・平成 16 年度 羽咋市千里浜海岸で流木除去(1,220 m³)

(2) なぎさ保全対策推進に係る助成

県(土木部)は、羽咋市千里浜海岸(なぎさドライブウェイ)の保全対策推進のため、羽咋郡市広域圏事務組合が実施している千里浜海岸の清掃事業等に、昭和 51 年度から助成している。

また、同組合に対して、レーキドーザを無償で貸し付けしている。

2 ボランティア、団体等との連携

(1) 「クリーン・ビーチいしかわ」との連携

毎年、県内全域において 10 万人以上の県民がボランティアで活動に参加している「クリーン・ビーチいしかわ」と、県は市町とともに連携し、海岸の環境保全に取り組んでおり、また、「クリーン・ビーチいしかわ」の活動費等に対して、県(農林水産部)は、助成している。

(2) 石川県産業廃棄物協会のボランティア活動

原因者が不明な木材が、海岸に大量に漂着した場合、沿岸市町はその処理に困窮しているのが実態である。

県(環境部)は、市町等の依頼により、石川県産業廃棄物協会に対して、漂着木材のリサイクル処理による支援を要請している。

3 調査、啓発等の実施

(1) 海辺の漂着物調査

県(環境部)は、平成 8 年度より、羽咋市の海岸において、羽咋市等と連携し、漂着物調査を実施し、その資料を環日本海環境協力センターに提供している。

(2) 県民への広報

漂流・漂着ゴミは、船や外国からと思われるもののほか、国内の河川等から発生するものも多くあることから、県民等に対して、ゴミの適正排出や散乱防止の啓発を図っている。

また、近年、外国からと思われる医療廃棄物や薬品の入ったポリタンクが漂着していることから、県(環境部)は、漂着や漂着する恐れがある情報を得た場合、市町等にその情報を提供するとともに、ホームページやマスコミを通じて、広く県民に注意喚起を図っている。

福井県の漂着ごみへの取組みについて

1 県民への情報提供

沿岸市町全域にまたがる漂着や船舶の安全航行に支障の恐れがある漂着があった場合等には、海岸を管理する関係部局や環境部局で連絡会議を開催し、漂着状況の把握や対応について協議し、県民への情報提供を行うとともに市町との連携を図っている。

海岸パトロール

海岸保全施設や海岸占用等の管理のため、月1回のパトロールを実施。台風等による大量の漂着物が流れついた場合は、随時

連絡会議開催状況(H19)

- ・漂着木材対策連絡会議 (H19.12.20：年末年始のパトロール体制)
- ・漂着ポリ容器等対策連絡会議 (H20.2.8：内容物の検査体制)

ごみダイエット推進事業(H20)

河川・海岸漂着ごみ問題の広報を予定

2 漁港区域内海岸の清掃

クリーンアップ大作戦にあわせ、漁港区域および漁港区域内の海岸(県内45漁港、延長約109km)について、海底・海面の清掃、漂着物等の回収を、福井県漁業協同組合連合会に委託し実施している。

事業名 海面環境保全事業(委託費)

委託先 福井県漁業協同組合連合会

対象経費 清掃に必要な船の借上げ費、海底清掃の人件費、漂着ごみの運搬・処理費、清掃活動に必要な用具費等(清掃活動はボランティア)

予算額 9,500千円(H20)

実績(H19) ごみ処理量：57トン

ボランティア参加数：4,425人

実施時期：6月、9月、11月、12月

3 市町への支援

市町が、重機による収集や運搬を伴う漂着ごみの処理を実施する場合、県は補助制度を設けている。また、この補助制度では対応できない大規模な漂着があった場合には、新たな事業を創設することなどにより支援している。

(1) 河川の増水、台風等による漂着

事業名 漂着廃棄物適正処理支援事業(補助金)

対象事業 沿岸市町(一部事務組合を含む)が行う、自然現象(河川の増水、台風、風浪等)により一般公共海岸に漂着した100m³以上の廃棄物の処理。ただし、国庫補助事業に採択された事業を除く。

対象経費 ・収集、運搬に伴う経費

- ・漂着ごみの処理に特に必要と認められる経費
ただし、その経費が300千円未満のものを除く。

補助率 補助対象経費の1/2以内
 予算額 1,610千円(H20)
 実績 毎年2市町程度を支援(H14~18、H19なし)

(2) 台風による大規模漂着

平成16年10月、台風23号により葦類等が大量に漂着したが、市町や地域住民・ボランティア等による撤去の範囲を超える大規模な量であったこと、海岸の適正な利用が阻害されていたことから、市町が行う処理事業を支援

漂着時期	漂着量	漂着市町	漂着原因	備考
16年10月	勢浜海岸 3,000 m ³ 高浜海岸 3,500 m ³	小浜市 高浜町	台風23号	

事業名 勢浜・高浜海岸漂着物処理事業(委託費)
 委託先 小浜市、高浜町
 対象経費 収集、運搬に伴う経費(処理経費は市町負担)
 委託額 総事業費の1/2以内の額
 予算額 4,500千円

(3) 貨物船の荷崩れによる木材漂着

平成17年1月、貨物船の荷崩れと思われる大量の木材が漂着したが、所有者が判明しなかったことから、新たに事業を創設

漂着時期	漂着量	漂着市町村	漂着原因	備考
17年1月	約2,500本	10市町村	不明 (貨物船の荷崩れと思 われるが原因者不明)	

事業名 2005年漂着木材適正処理支援事業(補助金)
 事業主体 漂着市町村
 対象経費 回収、運搬、処理に伴う経費
 補助率 補助対象経費の1/2以内
 予算額 6,000千円(H16)、3,325千円(H17)

三重県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組

【平成19年度】

部 室 名	事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
政策部 地域づくり支 援室	流木災害対策 助成 (宮川流域ル ネッサンス協 議会事業)	0 (予算： 300)	流木緊急清掃活動を実施する地域ボランティア団体 や漁業協同組合等に対し、その経費の一部を助成に努 めたが、申請がなく実績なし。 【対象事業主体】 宮川流域関係6市町（伊勢市、多気町、大台町、玉 城町、大紀町、度会町）内及び鳥羽市（宮川から流木 等が散乱し、漂流したと確認できる地域）で活動する 地域ボランティア団体等
環境森林部 環境森林総務 室	流木・ごみ等 対策推進会議 幹事会の開催	0	海岸、河川、港湾、漁港及び海域に漂流・漂着する 流木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類の発 生抑制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、 県庁内関係部室をメンバーとした「流木・ごみ等対策 推進会議」を設置している。 第1回：平成19年7月5日（木） ・鳥羽市桃取町（答志島）で環境省が実施する「漂流・ 漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」について 第2回：平成19年7月20日（木） ・台風4号による鳥羽市桃取町（答志島）の漂着ゴミ 被害について
環境森林部 水質改善室	伊勢湾行動計 画推進事業	2,327	伊勢湾再生推進会議で策定した「伊勢湾再生行動計 画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による 調査研究や普及啓発等に取り組む。（「伊勢湾再生行動 計画」に「浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の対策」が 位置づけられている。） ・「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」に 参画 伊勢湾再生推進会議へ情報提供 ・「伊勢湾再生推進検討会」の設置 ・環境保全活動団体交流会の開催
環境森林部 森林保全室	治山施設機能 回復事業 (県単)	3,000	平成16年の台風21号により流木や土砂が堆積し 本来の機能が発揮されていない治山施設について、こ れらの障害物を取り除き治山施設の機能回復を図っ た。（1箇所）

農水商工部 担い手室	農業経営体育 成普及事業	70,590 の一部	<p>水田の土づくり及び稲わらの河川等への流出防止を図るため、水稻収穫後の早期に土中へすき込みを行うよう農業者や関係団体への指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及指導活動の機会を通じて、関係者に対して適正処理を指導（各機関に対する指導の徹底として）。 ・普及センター作物担当者会議において、関係者に対して指導を依頼。
農水商工部 農業基盤室	県単海岸施設 維持増進事業	6,797	<p>平成19年7月に発生した台風4号により海岸機能、環境、景観に著しい影響がある漂着流木・ゴミ等を除去するため、その処理に係る費用を支援し回復を図った。</p> <p>鳥羽海岸桃取地区（奈佐浜）の漂着流木・ゴミ等の収集・運搬に係る作業の軽減と緊急時における効率性を高めるため、堤防から砂浜への進入路の拡幅整備を行った。</p>
農水商工部 水産基盤室	漁港施設災害 復旧事業	1,572	<p>鳥羽市桃取漁港（鳥羽市管理）において、平成18年4月11日の低気圧及び平成19年7月14日～15日に発生した台風4号の大雨により河川から流出した葦・流木等で漁港泊地が埋塞し、その復旧を行うため、鳥羽市へ国庫負担金の交付を行った。</p> <p>平成18年災 $V = 298 \text{ m}^3$ 364千円（処分費のみ） 平成19年災 $V = 131 \text{ m}^3$ 1,208千円</p>
県土整備部 維持管理室	河川・海岸美化 ボランティア 活動推進事業	5,069	<p>地域住民が自主的に行う河川・海岸の草刈、清掃等の活動を支援する。</p>
	家電リサイクル 法施行	852	<p>河川区域内等に不法投棄された冷蔵庫・エアコン等の処理費。</p>

<p>企業庁 電気事業室</p>	<p>奥伊勢湖環境 保全対策事業</p>	<p>5,000</p>	<p>宮川の優れた自然景観を保護して地域住民の安らぎの場とするため、宮川ダム下流部から三瀬谷ダム上流部間の河川の流木、ゴミ等の除去その他該当部分の河川環境保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> この事業は、大台町と企業庁が奥伊勢湖環境保全対策協議会を組織し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るため、湖に流れ込むゴミの除去及び清掃に努めて、河川環境の保全ならびに、地域住民のやすらぎの場となるきれいな湖を確保する事業で運営費用として関係事業で負担している。 <p>上流から流出される流木等をダムによりブロックし、蓄積された流木等を環境保全等のために除去する。</p>
<p>伊勢県民センター</p>	<p>「伊勢志摩地域流木・漂着ごみ等対策検討会議」</p>	<p>0</p>	<p>伊勢志摩地域の海岸・港湾・漁港等に漂着する流木やごみの問題の対策を検討するため、平成18年6月に、伊勢志摩地域の県関係事務所である、伊勢農林水産商工環境事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、宮川流域ルネッサンスグループ、伊勢県民センターで構成する「伊勢志摩地域流木・漂着ごみ等対策検討会議」を設置した。</p> <p>平成19年度は、発生源対策と漂流ごみ対策を中心として検討を行った。</p> <p>(平成19年度の主な検討事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流・漂着ごみ処理に係る補助メニューの整理、確認 県関係機関が実施している漂流・漂着ごみに係る発生抑制対策の状況(情報共有) 漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査の実施状況(情報共有) 台風4号に係る漂着ごみ対応結果(情報共有)

【平成20年度】

部 室 名	事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
政策部 地域づくり支 援室	流木災害対策 助成 (宮川流域ル ネッサンス協 議会事業)	200	流木緊急清掃活動を実施する地域ボランティア団体 や漁業協同組合等に対し、その経費の一部を助成する。 【対象事業主体】 宮川流域関係7市町(伊勢市、多気町、明和町、大 台町、玉城町、大紀町、度会町)内及び鳥羽市(宮川 から流木等が散乱し、漂流したと確認できる地域)で 活動する地域ボランティア団体等
環境森林部 環境森林総務 室	流木・ごみ等 対策推進会議 幹事会の開催	0	海岸、河川、港湾、漁港及び海域に漂流・漂着する 流木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類の発 生抑制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、 県庁内関係部室をメンバーとした「流木・ごみ等対策 推進会議」を設置している。 2回程度開催を予定 第1回：平成20年7月上旬 ・鳥羽市桃取町(答志島)で環境省が実施する「漂流・ 漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」の進捗状況等 について(予定)
環境森林部 水質改善室	伊勢湾行動計 画推進事業	2,893	伊勢湾再生推進会議で策定した「伊勢湾再生行動計 画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による 調査研究や普及啓発等に取り組む。(「伊勢湾再生行動 計画」に「浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の対策」が 位置づけられている。) ・「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」に 参画 伊勢湾再生推進会議へ情報提供 ・「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実 施 ・「伊勢湾再生推進検討会」の開催 ・環境保全活動団体交流会の開催
環境森林部 森林保全室	山地災害対策 関連事業 (県単) 県単造林事業	10,377 の一部 16,834 の一部	治山ダム等に堆積した流木や土砂を除去すること で、既存治山施設の機能を強化し山地災害の未然防止 を図る。(箇所未定) 間伐材を搬出し、木材として使用することで再生可 能な資源の有効利用、CO2固定を進めるとともに、林内 に放置される間伐材を減らすことにより、流木ゴミの 発生を予防する。

農水商工部 担い手室	農業経営体育 成普及事業	68,760 の一部	<p>水田の土づくり及び稲わらの河川等への流出防止を図るため、水稻収穫後の早期に土中へすき込みを行うよう農業者や関係団体への指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及指導活動の機会を通じて、関係者に対して適正処理を指導（各機関に対する指導の徹底として）。 ・普及センター作物担当者会議において、関係者に対して指導を依頼。
農水商工部 農業基盤室	県単耕地施設 管理事業 海岸維持修繕 費 災害関連緊急 大規模漂着流 木等処理対策 事業	3,000 〔発生後に 予算化〕	<p>洪水、台風等による海岸機能、環境、景観に著しい影響がある漂着流木・ゴミ等を除去するため、その処理に係る費用を支援する。</p> <p>洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木・ゴミ等が堆積し、海岸保全施設の機能を阻害している場合、補助対象となる採択条件を満たしていれば、国庫補助により緊急的に流木・ゴミ等の処理を実施する。</p>
農水商工部 水産基盤室	漁港施設災害 復旧事業 災害関連緊急 大規模漂着流 木等処理対策 事業	〔発生後に 予算化〕 〔発生後に 予算化〕	<p>大雨による洪水等により流出した流木等で漁港泊地<small>まいそく</small>が埋塞し、維持上又は公益上特に復旧が必要とされる場合に必要な条件を満たしていれば、その復旧を行うため、国庫負担金の交付を行う。</p> <p>洪水、台風等により海岸に大規模な流木等及び漂着ゴミが漂着し、海岸保全施設の機能を阻害している場合で、必要な条件を満たしていれば、緊急的に流木等及び漂着ゴミの処理（集積、選別、積込、運搬、処分等）を行うため、国庫補助金の交付を行う。</p>
県土整備部 維持管理室	河川・海岸美化 ボランティア 活動推進事業 家電リサイク ル法施行	6,530 790	<p>地域住民が自主的に行う河川・海岸の草刈、清掃等の活動を支援する。</p> <p>河川区域内等に不法投棄された冷蔵庫・エアコン等の処理費。</p>

<p>企業庁 電気事業室</p>	<p>奥伊勢湖環境 保全対策事業</p>	<p>5,000</p>	<p>宮川の優れた自然景観を保護して地域住民の安らぎの場とするため、宮川ダム下流部から三瀬谷ダム上流部間の河川の流木、ゴミ等の除去その他該当部分の河川環境保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> この事業は、大台町と企業庁が奥伊勢湖環境保全対策協議会を組織し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るため、湖に流れ込むゴミの除去及び清掃に努めて、河川環境の保全ならびに、地域住民のやすらぎの場となるきれいな湖を確保する事業で運営費用として関係事業で負担している。 <p>上流から流出される流木等をダムによりブロックし、蓄積された流木等を環境保全等のために除去する。</p>
<p>伊勢県民センター</p>	<p>「伊勢志摩地域流木・漂着ごみ等対策検討会議」</p>	<p>0</p>	<p>平成19年度及び20年度に実施の漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査結果を参考としながら、発生源対策を検討していくとともに、漂流・漂着ごみ処理に係る県関係機関の情報共有等を行っていく。</p>

流木・ごみ等対策推進会議設置要領

1 目的

海岸、河川、港湾、漁港及び海域（以下「海岸等」という。）に漂流・漂着する流木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類（以下「流木・ごみ等」という。）の発生抑制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、流木・ごみ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 業務

(1) 推進会議は、次の事項について検討、調査する。

- ア 流木・ごみ等の発生抑制対策に関すること。
- イ 海岸等に漂流・漂着した流木・ごみ等の除去対策に関すること。
- ウ 流木・ごみ等に関する総合的施策及び広域連携の推進に関すること。
- エ 流木・ごみ等に係る情報の収集等に関すること。

(2) 推進会議は、前項の業務を行うにあたっては、関係県・市町との連携、情報交換を図るものとする。

3 委員等

(1) 推進会議は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

(2) 委員を補佐するため、推進会議に幹事を置く。

(3) 幹事は、別表2に掲げる者で構成する。

4 部会

(1) 推進会議の業務を的確に推進するため、部会を置く。

(2) 部会は、別表3に掲げる者で構成する。

(3) 部会の事務分掌は、次のとおりとする。

- ア 発生抑制部会 流木・ごみ等の発生抑制の対策に関すること。
- イ 処理対策部会 海岸等に漂着した流木・ごみ等の適正な処理対策に関すること。

(4) 部会は、必要に応じて推進会議が新たに設置することができる。

5 会議

(1) 推進会議

- ア 推進会議に、委員長を置く。
- イ 委員長は、環境森林部総括室長（経営企画分野）とする。
- ウ 推進会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(2) 部会

- ア 部会に、部会長を置く。
- イ 部会長は、部会に属する室長とする。
- ウ 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。
- エ 部会での検討結果は、部会長が推進会議へ報告する。

(3) 共通事項

- ア 委員長又は部会長は、あらかじめ推進会議又は部会の議長の職務を代理する者を指名できる。
- イ 委員長又は部会長は、必要に応じ、推進会議又は部会にその構成員以外の者の出席を求めることができる。

6 事務局

(1) 推進会議の事務局は、環境森林総務室が行う。

(2) 部会の事務は、部会長が属する室が行う。

7 雑 則

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年9月13日から施行する。
- 2 河川と海の流木等ゴミ対策連絡調整会議（平成10年11月24日発足）は廃止する。
- 3 この要領は、平成19年7月5日から適用する。

別表1（推進会議委員）（11分野）

所 属	構 成 員
政策部	政策企画分野総括室長、地域支援分野総括室長
環境森林部	経営企画分野総括室長、循環型社会構築分野総括室長、 地球環境・生活環境分野総括室長、森林・林業分野総括室長
農水商工部	担い手・基盤整備分野総括室長、農水産物供給分野総括室長
県土整備部	流域整備分野総括室長、公共事業総合政策分野総括室長
企業庁	事業分野総括室長

別表2（推進会議幹事）（17室）

所 属	構 成 員
政策部	企画室長、地方分権・広域連携室長、地域づくり支援室長
環境森林部	環境森林総務室長、環境活動室長、水質改善室長、ごみゼロ推進室長、 森林保全室長
農水商工部	担い手室長、農業基盤室長、水産基盤室長、農畜産室長、水産室長
県土整備部	河川・砂防室長、港湾・海岸室長、維持管理室長
企業庁	電気事業室長

別表3（部会）：部会長

部会名	構 成 員
発生抑制部会 （5室）	森林保全室長 ごみゼロ推進室長、担い手室長、農畜産室長、河川・砂防室長
処理対策部会 （9室）	維持管理室長 環境活動室長、ごみゼロ推進室長、農業基盤室長、水産室長、 水産基盤室長、河川・砂防室長、港湾・海岸室長、電気事業室長

平成20年度「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」実施概要

三重県環境森林部水質改善室

1. 背景

伊勢湾は、生活・文化や産業活動など多くの面で私たちと深い関わりを持ち、その存在自体がかげがえのない資源・資産でもあります。しかしながら、一方で、水質汚濁や漂流・漂着ゴミ問題など多くの課題も抱えています。

このような中、伊勢湾再生の保全・再生に向けて、平成18年2月に国と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立し、平成19年3月には、「伊勢湾再生行動計画」を策定しました。

この「伊勢湾再生行動計画」では、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する。」をスローガンに、「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」を目標とし、課題の一つとして流木・漂着ゴミ対策も位置づけているところです。

この目標を達成するためには、沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携して、森から海まで流域全体で取り組んでいくことが重要です。

また、平成19年度から、環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」が鳥羽市答志島をモデル地域として実施されており、計6回のクリーンアップ調査、フォローアップ調査や漂流経路把握調査等を行い、効率的・効果的な清掃運搬処理の手法や効果的な発生源対策などについての検討を進めているところです。

2. 目的

伊勢湾流域では、ボランティアの皆さん、企業、市町等の参加により、森林、河川、海岸、地域等で、日々さまざまな清掃活動が行われているところです。

それぞれの活動が、森から川、海へのつながりを意識し、互いに連携した活動となることが重要です。

このため、伊勢湾再生に向けて、広域的な交流の促進、情報の共有化を目指し、共通のキャッチフレーズのもと、森林、河川、海岸、地域が一体となって清掃活動を実施することを目的とします。

また、参加団体の交流会等を開催し、このような取組が、今後も継続的に行われるような仕組みづくりについての検討を行います。

3. 内容

平成20年6月末頃から7月中(6月-環境月間、7月-海の月間、河川愛護月間)に、各地の森林、河川、海岸、地域等で実施される清掃活動について、実施主体、実施内容、実施場所等の情報を収集・整理し、「伊勢湾再生に向けた取組」として多くの皆さんに参加いただけるよう、ホームページや資料提供等により、広く情報の提供、周知を図ります。

また、活動後には、参加団体の実績(参加人数、実施場所、ごみの量等)を把握し、成果や課題等について、情報共有や意見交換できる場を設定し、継続した取組につなげていきます。

長崎県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状

長崎県廃棄物対策課

- (1) 漂流・漂着ごみ問題対策協議会の設置（H14年10月～）
 - ・漂流・漂着ごみ問題対策指針の策定（H16年3月）
 - ・漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画の策定（H18年3月）
 - ・漂流・漂着ごみ問題対策協議会の開催（H14年～毎年開催）

- (2) 市町が行う漂着ごみ撤去事業経費への助成（H14年度～）
 - ・対象事業：漂流・漂着ごみの撤去、運搬、処分
 - ・補助内容：

事業区分	補助率	交付限度額
離島振興法指定地域かつ補助対象経費4,000千円以上の事業	10分の7以内	1市町あたり4,200千円。 ただし、の事業のみ実施する市町にあっては1,500千円。
上記以外	2分の1以内	

- ・予算（H20年度予算）：17,200千円

- (3) 海岸清掃活動に取り組む団体への支援（「県民参加の地域づくり事業」の実施）（H15年度～）（河川課）

- ・道路、河川、海岸、港湾で清掃活動を行う住民団体の登録し、活動支援

- (4) 韓国との協働事業

- ・「海の環境美化キャンペーン」の実施（H15～17年度）（環境政策課）
- ・日韓学生つしま会議（H18～20年度）（環境政策課）

- (5) 国への要望等

政府施策要望

< 要望事項 >

- ・回収・運搬・処分に係る財政支援措置の創設
 - ・処理体制の確立
 - ・国際協力体制の構築
 - ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択基準の緩和
- 構造改革特区提案（H17年11月）
- ・県提案：処理（焼却）に関する規制緩和
 - ・市町提案：処理責任の明確化

熊本県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状

平成20年6月10日

熊本県廃棄物対策課

漂流・漂着ごみの撤去・回収等

(1) 漁協や地域住民等ボランティアの協力による撤去・回収
八代海沿岸や天草西海岸に漂着した流木等を撤去・回収

(2) みんなの川と海づくり県民運動による撤去・回収

平成14年度からふるさとのきれいな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」を実施しており、この運動の中核的な行事として、県下一斉清掃活動「くまもと・みんなの川と海づくりデー」を行っています。

平成18年度 39市町 約51,000人

平成19年度 42市町 約44,000人

行政、学校、水産運輸、地域団体、青少年団体、
企業関係、マリンレジャー等

(3) 県による注射器や薬瓶等の医療系廃棄物、ポリ容器の回収

医療系廃棄物

84点の医療系廃棄物が県内海岸に漂着、撤去・回収
(平成18年9月末現在)

ポリ容器

123個のポリ容器が天草西海岸に漂着、撤去・回収
(平成20年3月17日現在)

漂流・漂着ごみ対策に係る連絡調整

(1) 熊本県漂流・漂着ごみ対策連絡会議
平成18年10月に設置

沖縄県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状

沖縄県文化環境部環境整備課

1 沖縄県の沿岸・海岸の地域的特性

沖縄県は、沖縄本島、宮古島、石垣島及び西表島の4島を中心とした40の有人島を含む160の島嶼からなる日本唯一の離島県であり、これらの島々は、南北約400km、東西約1,000kmに及びぶ広大な海域に点在しています。

その沿岸域は、約2,027kmの海岸線延長(全国第4位)を有しており、亜熱帯特有のサンゴ礁、エメラルドグリーンに輝く海、白い砂浜や湿地帯のマングローブ等、優れた自然景観を呈しています。

2 海岸漂着ごみの現状と課題について

(1) 現状

近年、海岸への廃プラスチック類、発泡スチロール等のごみの大量漂着により、本県の自然環境、生活環境の保全に止まらず、景観や観光産業へ与える影響が懸念されています。

また、漂着ごみの収集・処理に関しては、市町村に係る財政等の負担が大きくなっている状況にあります。

(2) 課題

ア 本県における海岸漂着ごみは、沿岸地域の自然環境及び生活環境の保全上の課題に止まらず、白い砂浜等の自然景観を損なうことによって、観光振興の面からも大きな支障を与えかねません。

イ 漂着ごみの収集・処理に関して、海岸管理者が海浜地域浄化対策費として市町村へ処理を委託し、一定の費用が配分されていますが十分とはいえません。

ウ 漂着ごみの収集・運搬については、その労力確保が課題となっており、地域の住民やボランティア等に依存しています。

エ 処理については、付着している塩分が焼却の際に影響を与えることや、離島市町村の一般廃棄物処理施設では能力的に対応できず、島外の産業廃棄物処理施設まで運ぶこととなり運搬費用がかかることなどがあります。

3 本県の取り組み

(1) 海浜地域浄化対策費(土木建築部)・海岸保全管理費(農林水産部)

海岸管理者が市町村へ海浜清掃を委託する費用として、各市町村へ配分しています。

(2) 「ちゅら島環境美化条例」による、ごみ散乱防止啓発活動

- ・市町村と連携した「ちゅら島環境美化促進全県一斉清掃」を実施しています。
- ・市町村と連携した「環境美化促進モデル事業」を実施しています。
- ・ごみのポイ捨て防止公開パトロールを実施しています。

(3) 「沖縄クリーンコーストネットワーク」の海岸保全活動

・第十一管区海上保安本部が提唱し、関係機関・ボランティア団体・マリンレンジャー団体・個人等が連携して海岸清掃活動を実施しています。

(4) 「めんそーれ沖縄一斉クリーンアップ」(観光商工部)

・観光関係団体等と連携して清掃作業を実施しています。

(5) 「御万人(うまんちゅ)すりていクリーン・グリーン・グレイシャス」(教育庁)

・各自治体、教育関連団体と連携して清掃作業を実施しています。

(6) 災害等廃棄物処理事業費補助金及び循環型社会形成推進交付金の活用

・市町村からの交付申請についての指導・助言を行います。

4 今後の新たな取り組みに向けて(国への要望)

- ・漂着ゴミの大半は外国製であることから、国際的な発生源対策をお願いします。